

Ⅲ 令和 8 年度事業概要

1 企画振興課

事業名	事業概要
「輝け!ちばの園芸」 次世代産地整備支援 事業	園芸産地の生産力強化を図るため、規模拡大に必要な省力化機械等の導入、高収量・高品質を実現するための施設化や環境整備、既存施設のリフォーム、施設園芸におけるスマート農業の導入を支援する。 (1) 生産力強化支援型 パイプハウス等の施設整備や施設園芸の省エネ設備導入、露地の園芸作物を規模拡大するための省力化機械等の導入 (2) 園芸施設リフォーム支援型 老朽化した園芸施設の生産力回復や遊休ハウスの解消を図るため、園芸施設の改修等による生産基盤の整備 (3) スマート農業推進型 ICT 等の活用により収量を向上させる「スマート農業」を推進するため、施設及び露地におけるスマート農業機械・装置等の導入
地域農業構造転換支援事業	地域の中核となって農地を引き受ける担い手の経営改善や新規就農者の早期の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入等を支援する。
ちばの園芸高温対策 緊急支援事業	夏季の気温が急速に上昇し、県内の園芸作物に被害が出ている状況を踏まえ、「かん水」、「換気・空気冷却」及び「遮光・遮熱」による高温対策に取り組む農業者に、対策に必要な機械・装置等の導入を支援する。
千葉県肥料価格高騰 緊急支援事業	肥料価格高騰の影響を受けた農業者に対し、価格高騰額の 2 分の 1 以内で給付金を支給する。

園芸用廃プラスチック処理対策推進事業	施設園芸農家から排出される使用済みプラスチックの円滑な回収と適正処理を推進し、農村環境保全と施設園芸の健全な発展を図るため、千葉県園芸用プラスチックリサイクルセンター（県有再生処理施設）に搬入された園芸用廃プラスチックの処理に要する経費に対し、1/4 以内を負担し、適正処理を積極的に推進する。
農産産地支援事業	米・麦・大豆の土地利用型作物や落花生等の特産作物について、産地の維持・強化を図るため、規模拡大や生産の効率化等に必要な農業用機械等の整備を支援する。また、令和8年度から新たに、将来にわたる米産地の維持・強化を図るため、規模拡大に意欲のある若手生産者を対象に、規模拡大に必要なスマート農業機械の導入を支援する。 対象者：市町村、農業協同組合、営農集団、認定農業者等 （１）種子・産地育成型 （２）スマート農業推進型 （３）輸出用米・米粉用米低コスト生産支援型 （４）水稻生産力強化型【新設】
経営所得安定対策等推進事業	国の「経営所得安定対策」等を推進するため、必要な事務経費を補助する。
飼料用米等生産支援事業	米の需給の均衡を図るため、人口減少等により消費の減少が見込まれる主食用米から飼料用米等の新規需要米や麦、大豆、野菜などへの転換を推進し、稲作農家の経営安定及び食料自給率・自給力の向上を図る。 （１）飼料用米等生産支援事業 ア 定着支援型 イ 拡大支援型 （２）担い手水田利活用高度化対策事業 ア ブロックローテーション型 イ 固定団地型

新規就農相談センターの設置	「新規就農相談センター」を設置し、多様な人材のニーズに応じた的確な就農関連情報の提供や就農相談情報の提供や就農相談業務を実施することにより、次代の農業を担う優れた新規就農者の育成確保を図る。 (1) 就農希望者、農業法人等への就職希望者の相談 (2) 就農受入希望農業者、求人希望農業法人等の相談 (3) 農業技術研修等の指導 (4) 認定新規就農者の認定に関する指導 (5) 就農支援に関する資金についての指導 (6) 就農後の農業経営相談、支援等 (7) 新規就農者の把握
新規就農者育成総合対策（旧：農業次世代人材投資事業） 雇用就農資金	農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を支援するとともに、就農に向けた研修資金（年間 165 万円最長 2 年）、経営開始資金（年間 165 万円最長 3 年）を 49 歳以下の意欲ある農業従事者へ交付する。 あわせて、雇用就農促進のための資金（最大 60 万円最長 4 年間）を新たに 49 歳以下の就農希望者を雇用した農業法人等へ交付する。

事業名	事業概要														
農地中間管理事業 農地集約化促進事業 （旧機構集積協力金 地域集積協力金・ 集約化奨励金）	県知事が指定する農地中間管理機構（（公社）千葉県園芸協会）が、地域計画（目標地図）に位置付けた受け手に対して、農地を貸したい人から借り受け、まとまりのある形で貸付けを行う。 集約化加速タイプ（旧集約化奨励金） 地域計画（目標地図）のブラッシュアップ・早期実現に向けて、農地の集約化に取り組む地域は、農地バンクを通じて新たに団地化する面積に応じ、以下の単価により奨励金を受け取れる。 ①基本タイプ 1ha以上の団地面積の割合が集約化目標年度までに増加すること 交付単価：1.0～3.0万円／10a ②大規模集約タイプ ①の要件を満たす地域において、農地バンクを通じて15ha以上の経営を行う者又は経営を目指す者で、かつ1団地当たりの面積が5ha以上のとき、当該耕作者の新たに団地化する面積 交付単価：5万円／10a ③誘致団地創出タイプ 目標地図において受け手が位置付けられていない農地を団地化し、目標年度までに新たな受け手を誘致するための4ha以上の誘致団地を形成 交付単価：5万円／10a 地域集約化実現タイプ（旧地域集積協力金） 集約化された目標地図が描けている地域において、まとまった農地を農地バンクに貸し付けた場合、事業実施年度に貸し付けられた面積に応じ、支援金を受け取れる。 〈交付要件〉 ① 目標地図内の農地面積に占める1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）の探知面積の割合が5割以上 ② 地域の農地バンクの活用率が一般地域は80%超、中山間地域は60%超 <table><tr><th rowspan="2"></th><th colspan="2">農地バンクの活用率</th><th rowspan="2">交付単価</th></tr><tr><th>一般地域</th><th>中山間地域</th></tr><tr><td>区分1</td><td>80%超</td><td>60%超 80%以下</td><td>2.0万円／10a</td></tr><tr><td>区分2</td><td></td><td>80%超</td><td>2.6万円／10a</td></tr></table> 集約化加速タイプと地域集約化実現タイプを活用することで、最大7.6万円／10a		農地バンクの活用率		交付単価	一般地域	中山間地域	区分1	80%超	60%超 80%以下	2.0万円／10a	区分2		80%超	2.6万円／10a
	農地バンクの活用率		交付単価												
	一般地域	中山間地域													
区分1	80%超	60%超 80%以下	2.0万円／10a												
区分2		80%超	2.6万円／10a												

事業名	事業概要
鳥獣被害防止総合対策交付金	鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため、市町村が単独で、又は隣接する複数の市町村が共同して作成する被害防止計画に基づく個体数調整、被害防除、生息環境管理等の被害防止対策を総合的かつ計画的に実施する事業を支援する。
「環境にやさしい農業」推進事業	環境にやさしい農業を推進するため、「ちばエコ農業」・「有機農業」のほか、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動を積極的に推進する。 (1) ちばエコ農業 農薬と化学肥料を県が定める使用基準の半分以上に減らして栽培を行う農業者を対象に産地指定や農産物の認証を行う。 (2) みどり認定 以下の類型に取り組む農業者について、環境負荷低減活動実施計画が要領及び認定基準を満たす場合に認定を行う。 <環境負荷低減事業活動の類型> a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少 b. 温室効果ガスの排出の量の削減 c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少 d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少 e. 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用 f. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減 g. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

事業名	事業概要												
環境保全型農業直接支払交付金	化学肥料・化学合成農薬の使用を通常の 2 分の 1 以上低減する取組に加えて、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動や有機農業に取り組む農業者等に対して、交付金を交付する。 <対象となる取組> (1) 共通取組 ア 化学肥料・化学合成農薬を慣行レベルの 5 割減の作付を実施の上、次のいずれかを実施。 カバークロップの作付、堆肥の施用 イ 有機農業の取組を実施 (2) 特認取組 化学肥料・化学合成農薬を慣行レベルの 5 割減の作付を実施の上、次のいずれかを実施。 <交付金単価> <table border="0"> <tr> <td>有機農業</td> <td>14,000 円/10a 以内</td> </tr> <tr> <td>堆肥の施用</td> <td>3,600 円/10a 以内</td> </tr> <tr> <td>緑肥の施用(リビングマルチ、カバークロップ、草生栽培)</td> <td>5,000 円/10a 以内</td> </tr> <tr> <td>総合防除</td> <td>4,000 円/10a 以内</td> </tr> <tr> <td>炭の投入</td> <td>5,000 円/10a 以内</td> </tr> <tr> <td>長期中干し、秋耕</td> <td>2,000 円/10a 以内 など</td> </tr> </table> <負担割合> 国 50%、県 25%、市町村 25%(申請予定地のある市町村が負担)	有機農業	14,000 円/10a 以内	堆肥の施用	3,600 円/10a 以内	緑肥の施用(リビングマルチ、カバークロップ、草生栽培)	5,000 円/10a 以内	総合防除	4,000 円/10a 以内	炭の投入	5,000 円/10a 以内	長期中干し、秋耕	2,000 円/10a 以内 など
有機農業	14,000 円/10a 以内												
堆肥の施用	3,600 円/10a 以内												
緑肥の施用(リビングマルチ、カバークロップ、草生栽培)	5,000 円/10a 以内												
総合防除	4,000 円/10a 以内												
炭の投入	5,000 円/10a 以内												
長期中干し、秋耕	2,000 円/10a 以内 など												

事業名	事業概要									
中山間地域等直接支払制度	農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する。 （１）対象地域 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」等で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地 （２）対象農用地 対象地域内の農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律「農振法」第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域）内に存する一団の農用地とする。 ア 急傾斜地（田： 1 /20 以上、畑： 15° 以上） イ 緩傾斜地（田： 1 /100 以上 1 /20 未満、畑： 8° 以上 15° 未満） ウ 小区画・不整形な田 エ 高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地 （３）対象者 集落等を単位とする協定を締結し、5 年間農業生産活動等を継続する農業者等 （４）10a 当り交付単価（地目・勾配・活動内容等による） <table><tr><td></td><td>急傾斜地</td><td>緩傾斜地</td></tr><tr><td>田</td><td>21, 000 円</td><td>8, 000 円</td></tr><tr><td>畑</td><td>11, 500 円</td><td>3, 500 円</td></tr></table> ※加算を含まない		急傾斜地	緩傾斜地	田	21, 000 円	8, 000 円	畑	11, 500 円	3, 500 円
	急傾斜地	緩傾斜地								
田	21, 000 円	8, 000 円								
畑	11, 500 円	3, 500 円								
農薬安全使用総合対策事業	農薬の安全・適正使用を推進するため、研修会の開催、農薬使用者（農家、ゴルフ場）への立入検査を行う。 （１）年間立入検査 20 件 （２）事故発生時の調査等 事故発生時に農林総合研究センター病虫害防除課と連携し、現地の状況調査及び立入検査の実施。									
ジャンボタニシ被害低減対策事業	ジャンボタニシの被害防止のため、市町村単位で「地域防除対策協議会」を設置し、ジャンボタニシ対策として有効とされる浅水管理の効果を高める水田の均平化の取組に対し助成する。									

事業名	事業概要
農業金融対策 農業近代化資金	農林業者や農業団体等に対して、農林業経営の規模拡大及び経営改善を図るため、長期かつ低利の資金を農協等から借り入れやすいよう利子補給を行う。
ちば食育活動促進事業	「ちばの恵み」を取り入れたバランスのよい食生活を実践し、生涯健康で心豊かな人づくりを行うため、教育・健康・農林等、食育に関係する機関との連携を図り、食育推進の担い手となる食育ボランティアの活動を支援する。 (1) 地域食育推進会議の開催 (2) 地域食育活動交換会の開催 (3) 「ちば食育ボランティア」の募集、支援
農業経営多角化支援事業	農業者が農畜産物の生産とともに自ら加工や販路の拡大等の経営の多角化による所得向上や経営の安定化を図るため、認定を受けた総合化事業計画に基づく取組に必要な機械・施設等の整備を支援する。

2 改良普及課

事業名	事業概要
農業改良普及事業	令和8年度農業改良普及指導計画の推進にあたっては、主には3つの普及指導課題(次世代を担う多様な担い手の育成・確保、稼げる園芸農業の実現、持続可能な水田農業の実現)を設定し、活動を展開する。 (1) 課題の設定と展開 (2) 普及活動成果検討会の開催 (3) 農業改良普及指導評価の実施
普及情報活動事業	普及活動を効率的に展開するため、農業及び農村生活の動向、農業者の意向等を迅速に把握し、各種情報の収集・整理並びに提供を行う。 (1) 普及活動情報の整備と共有化 (2) 現地情報の収集 現地情報や緊急情報の収集・処理・提供 (3) 普及情報誌等の発行 ア ながいき農業だよりの発行 イ 普及活動実績書(普及活動の軌跡)の発行
現地課題 調査研究事業	普及現場で重要かつ緊急に解決が求められている課題について、専門項目または普及指導活動の技術及び方法についての実証試験・実態調査などを行うことにより解決し、その成果を広く地域に情報提供する。 (1) 今年度5課題についての調査研究 (2) 成果集の発行
ちば新農業人 サポート事業 (農家後継ぎ等対策 ・新規参入者育成)	農業系高校や指導農業士会・農業士協会等と連携し、高校生等を対象とした就農啓発活動、定年帰農者を対象とした就農サポート研修等多様な担い手の育成を図る。(企画振興課との連携) (1) 農家後継ぎ等就農啓発事業 茂原樟陽高等学校生徒を対象に就農促進講座の開催 (2) 新規参入者交流・定着促進事業 新規参入者と先進的地域農業者との交流会の実施

事業名	事業概要
力強い担い手・経営 体育成事業	就農直後、就農定着後の青年農業者等を対象に、経営発展の段階に応じた啓発、能力向上、組織育成支援、経営改善対策を効果的に実施し、他産業並みの生涯所得を可能とする年間農業所得を確保しうる農業経営体の育成を図る。 (1) 農業経営体育成セミナーの開催 就農直後の青年等を対象に、3年間セミナーを開催 (2) 次世代農業者スキルアップ研修の実施 就農定着後の青年を対象に研修会を実施 (3) 農業者グループ活動の促進 ア 青少年団体（長生YPC※） イ 指導農業士・農業士等の活動推進 ウ 農業者グループ活動促進 (4) 農業経営改善の推進 ア 認定農業者などを対象にカウンセリング及びコンサルテーションの実施 イ 経営研修会の開催 ウ 農業経営体重点支援の実施 ※長生YPC（長生ヤングパワーズクラブ）
集落営農加速化事業	農村における集落機能の低下に対応するため、集落の話し合いにより合意形成を図るとともに、集落自らが「集落の農地は集落で守る」ための体制づくりを関係機関と連携し支援する。（企画振興課長をリーダーとするプロジェクトチーム活動において所内各課と連携） (1) 重点支援対象集落 （長南町）西湖地区（西湖営農組合） 世代交代に向けた人材育成の開始 年間作業スケジュールの作成と野菜の生産安定 (2) 推進対象集落 （長南町）東部地区（長南東部営農組合） 基幹品目の栽培基本技術の向上 スマート化と省力技術導入による経営安定 雇用導入のための取組の開始 （茂原市）八幡原地区 話し合いによる地域計画の作成及び将来の営農計画合意形成

事業名	事業概要
女性農業者育成事業	女性農業者が共同経営者等として主体的に経営参画し、自らの能力を発揮できるパートナーシップ型農業を推進する。また、地域農業に参画できる女性リーダーを育成する。 (1) 地域における男女共同参画の推進 ア 男女共同参画地区推進会議の開催 イ 意識向上のための取組 (2) 若手女性農業者の経営参画の促進 若手女性農業者の農業実践力向上研修会の開催

3 地域整備課

事業名	事業概要
かんがい排水事業	平成5年度に着手し平成26年度に完成した国営かんがい排水事業に合わせた県営支線用水路を整備し水田の効率利用を高め、農業経営の安定とパイプライン化による水管理の合理化を図る。 県営事業 両総茂原南地区、両総茂原西部地区、 国庫補助金：県負担金：地元負担=50:25:25 県営事業 両総松潟支線地区 国庫補助金：県負担金：地元負担=50:29:21
農地中間管理機構 関連農地整備事業	担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、担い手が引き受けやすいよう、農業者の申請・同意・費用負担によらず、農作業を効率的に行える条件に整備する。 県営事業 長南東部地区 国庫補助金：県負担金：町負担=62.5:30:7.5
湛水防除事業	地盤沈下の進行や流域開発による流出量の増大等から、近年、農業施設や道路冠水などの溢水被害が頻発している。 このような湛水状況に鑑み、湛水を未然に防止し、農業経営の安定を図ることを目的として、排水機場等を整備する。 県営事業 一松地区（大規模）一松Ⅱ期（大規模） 白潟北地区 国庫補助金：県負担金：地元負担=50:40:10（基幹） 国庫補助金：県負担金：地元負担=50:35:15（その他） 国庫補助金：県負担金：地元負担=55:40:5（大規模）
地盤沈下対策事業 （農業水路等長寿命化・ 防災減災事業）	地盤沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備を行う。 県営事業 南白亀地区、南白亀2期地区（農業水路等長寿命化・防災減災事業） 国庫補助金：県負担金：地元負担=50:44:6
用排水施設整備事業	築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場若しくは水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及び附帯施設の整備を行うもの。 県営事業 清水地区 国庫補助金：県負担金：地元負担=50:35:15
防災重点農業用ため池緊急整備事業	「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（ため池工事特措法）に基づき、防災重点農業用ため池のハード対策を行う。 県営事業 下永吉地区 国庫補助金：県負担金：地元負担=55:34:11

4 指導管理課

事業名	事業概要
団体営水利施設等整備事業	【国事業名：農業水路等長寿命化・防災減災事業】 農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所においてその機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の防止などリスク管理に資する取組を実施し、もって農業の持続的な発展を図る整備を行う。 (長寿命化対策) (1) 水利施設整備 ア 農業用排水施設及び附帯する施設の新設、廃止又は変更 イ アのうち、排水機場、排水樋門、排水路等の排水施設の整備と一体的に行う暗渠排水の変更 ウ アと一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設、地域防災施設又は渇水対策施設の整備 エ アと一体的に行う国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業用排水施設のうち、当該国営事業が完了後も関連事業が完了しない等のため残存しているものの撤去 オ アと一体的に行う給水栓、ゲート、分土工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備 (2) 採択要件 ア 対象となる施設は、国営造成施設と一体となる農業水利施設又は国庫補助事業によって造成された農業用施設等 イ 長寿命化・防災減災整備計画を作成している。 ウ 総事業費 200 万円以上 エ 受益者数 2 者以上 オ 工事工期 3 か年以内
農地耕作条件改善事業	農地の大区画化・汎用化や畑地かんがい施設等の基盤整備により、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を図ることが重要であり、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水等の簡易な整備について、農業者

事業名	事業概要
	の自力施工も活用し、耕作条件の改善を実施し、農地中案管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行う。 (1) 定率助成 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全 等 (2) 定額助成 田・畑の区画拡大、畦畔除去、暗渠排水、湧水処理 等 (3) 採択要件 ア 農振農用地のうち地域計画を策定した区域 イ 総事業費 200 万円以上 ウ 受益者 2 者以上 エ 農地中間管理機構との連携概要の策定
大区画化等加速化支援事業	農業者等が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を機動的に実施し、もって生産性の向上を通じた農業の持続的発展及び食料安全保障の確保を図る。 (ハード事業) (1) 定額助成 農用地の区画拡大、畦畔除去、暗渠排水、湧水処理 等 (2) 採択要件 ア 農振農用地のうち地域計画を策定した区域 イ 農地の区画拡大の実施
土地改良施設維持管理適正化事業	土地改良施設管理者の管理意識の高揚を図るとともに、施設の機能保全と耐用年数の延長に資する整備補修、設備改善を実施するもの。 (1) 千葉県土地改良事業団体連合会による診断・指導を受け、5 か年単位に定期的に整備補修を必要とする施設であること。 (2) 団体営規模以上の事業により造成された施設で、1 施設当たりの事業費が 2,000 千円以上であること。
農業集落排水事業	【国事業名：農山漁村地域整備交付金・農業農村基盤整備事業（農村整備）】 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水若しく

事業名	事業概要
多面的機能支払交付金 (多面的機能支払交付金)	は雨水を処理する施設、汚泥、処理水又は雨水の循環利用を目的とした施設等の整備を行う。 (ハード事業) (1) 定率助成 汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設の整備又は改築 (2) 採択要件 ア 原則として農業振興地域であること イ 農業集落排水資源循環促進計画の策定等 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるようにするとともに担い手農家への農地集積という構造改革を後押しするもの。 (1) 農地維持支払 ア 対象農用地：交付金の対象農用地は農振農用地等 イ 対象活動 (ア) 農地・水路等の基礎的な保全活動（水路、農道の草刈り、水路の泥上げ） (イ) 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理、構想の作成等 ウ 交付単価 水田：3,000 円/10 a 畑：2,000 円/10 a 草地：250 円/10 a (2) 資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動） ア 対象地域：(1) の農地維持支払の実施地域 イ 対象活動 (ア) 農村環境保全活動（植栽による景観形成等） (イ) 施設（水路、農道等）の軽微な補修 (ウ) 多面的機能の増進を図る活動（防災・減災力の強化等） ウ 交付単価 (ア) 5 年目まで 水田：2,400 円/10 a 畑：1,440 円/10 a 草地：240 円/10 a 田んぼダムを推進する活動への加算単価

事業名	事業概要
	水田： 400 円/10 a (イ) 6 年目以降 (※) 水田： 1,800 円/10 a 畑： 1,080 円/10 a 草地： 180 円/10 a 田んぼダムを推進する活動への加算単価 水田： 300 円/10 a ※活動期間が 5 年を経過した組織、資源（長寿命化）を実施する組織 (3) 資源向上支払（施設の長寿命化のための活動） ア 対象地域：(1) の農地維持支払の実施地域 イ 対象活動 集落が管理する農地周りの水路、農道、ため池を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等 ウ 交付単価 水田： 4,400 円/10 a 畑： 2,000 円/10 a 草地： 400 円/10 a (本単価は交付上限である)
(多面的機能支払推進交付金)	多面的機能支払交付金が広く国民の理解を得て、農業・農村の有する国土の保全等の多面的機能を確保していくという交付金の目的を達成するためには、①交付金が効率的に推進されること、②国と地方公共団体が緊密な連携の下に行われること、③中立的な第三者機関による実行状況の点検、施策の効果の評価等を行い、これに基づき効果的に事業を実施していくこと等が重要である。交付金は、このような観点から、多面交付金の適正かつ円滑な実施を促進することを目的とする。 (1) 推進交付金（多面交付金に係る市町村推進事業） ア 実施要件 日本型直接支払推進交付金市町村推進事業実施計画の作成 イ 交付対象 促進計画の策定、推進・指導、実施状況の確認等
防災・減災地域共同活動支払交付金	多面的機能支払交付金の枠組みを活用し、田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の農業用排水施設について、地域の共同活動により行う補修・更新等の防災・減災対策を支援する。 (1) 地域の共同活動への支援

事業名	事業概要
県単土地改良基礎調査事業	ア 対象農用地：交付金の対象農用地は農振農用地等 イ 対象活動 田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の農業用排水施設の補修・更新等 ウ 交付単価 水田：4,400 円/10 a 畑：2,000 円/10 a 草地：400 円/10 a （本単価は交付上限である）
千葉県農業用排水施設における特定外来水生植物防除事業（県単）	県営土地改良事業を計画的に推進するため、新規地区の採択に向けた事業計画策定のため、計画の精度向上や事業効果算定等を実施する。 外来水生植物が農業用排水ポンプや排水ポンプの稼働を阻害したり、水田に侵入したりすることで、防除への費用や労力、施設の維持管理の負担が増加している。そのため農業用排水施設の管理者である土地改良区や市町村等が効率的な駆除等を実施することで、農業用排水施設の保全と適切な維持管理を支援する。 （１）外来水生植物防除 ア 対象施設 土地改良区等が管理する農業用排水施設 イ 実施要件 外来水生植物防除事業実施計画書の作成 ウ 対象経費 駆除費、測量設計費、船舶機械器具費、駆除に必要な機械・施設のリース・導入等に要する経費、拡散防止に必要なダストフェンス等の購入・設置等に要する経費
地域が協働して取り組む田んぼダム導入支援事業（県単）	令和５年度の大雨による甚大な被害を踏まえ、一宮川水系流域など、近年、多くの浸水被害が発生している地域を対象に、流域治水の一層の推進を図るため、今後３年間で緊急的に田んぼダムの導入を支援する。 （１）田んぼダムの導入 ア 対象農用地 一宮川水系流域、作田川水系流域、南白亀川水系流域の水田 イ 実施要件

事業名	事業概要
水利施設管理強化事業 (特別型)	田んぼダム取組計画書の作成 (通年での取り組み、目標面積の設定等) ウ 対象経費 田んぼダムに用いる堰板、調整管、排水柵等の排水器具の材料費及び購入費 食料安全保障の確保の基盤であり、また、国土保全や健全な水循環の維持・形成に寄与している農業水利施設の施設管理者を支援し、施設機能の適正な発揮を図る。 (1) 特定外来生物対策 ア 対象施設 国営造成施設等及び国営造成施設等と同一の水系に位置する農業水利施設 イ 実施要件 特定外来生物対策計画の策定 ウ 対象経費 特定外来生物対策のための管理体制の構築等に係る取組に要する費用、特定外来生物対策(資機材の調達、設置、運転、特定外来生物の駆除・運搬等)に要する費用(特定外来生物の最終処分に要する費用は除く) (2) 流域治水対策 ア 対象施設 流域治水プロジェクトが策定された水系の農業水利施設 イ 実施要件 流域治水推進計画の策定 ウ 対象経費 流域治水の推進のための管理体制の構築等に係る取組に要する費用、治水協定ダム及び農業用ため池の事前放流、低水位管理、遠隔監視(水位計等の新設、更新、点検整備、通信等を含む。)、農業水利施設を活用した事前排水等の流域治水の取組に要する費用